76≦ｉ≦90のとき　1.042
91≦ｉ≦105のとき　1.000
106≦ｉ≦120のとき　0.949
121≦ｉ≦135のとき　0.929
136≦ｉ≦150のとき　0.895
151≦ｉ≦180のとき　0.844
181≦ｉ≦210のとき　0.807
211≦ｉ≦240のとき　0.780
241≦ｉ≦270のとき　0.759
271≦ｉ≦300のとき　0.742
301≦ｉのとき　0.693

ｎ　利用定員の最大値

第十二条第二項の表都道府県の項第一号国府県道未整備延長比率１中「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同号道路延長当たり人口１中「包含」を「包括」に改め、同表市町村の項第二号中「昭和六十年度」を「昭和六十一年度」に改め、同条第三項の表都道府県の項第一号算式中「0.400」を「0.392」に、「0.471」を「0.470」に、「2.082」を「2.079」に改め、同項第二号算式中「0.732」を「0.730」に、「0.268」を「0.270」に、「9.268」を「9.243」に改め、同項第三号算式中「2.155」を「2.206」に、「15.137」を「15.317」に、「0.37190」を「0.40034」に改め、同項第四号算式中「0.247」を「0.245」に、「0.099」を「0.098」に改め、同表市町村の項第一号算式中「17.6」を「17.7」に改め、同号算式の符号β中「0.15」を「0.16」に改め、同項第二号算式の符号E中「平成２年度」を「平成３年度」に、「昭和60年度」を「昭和61年度」に、「平成元年度」を「平成２年度」に改め、同項第三号算式の符号B中「1.890」を「1.830」に改め、同号算式の符号B算式の符号b中「4.842」を「5.215」に、「3.116」を「3.301」に、「2.266」を「2.394」に、「2.297」を「2.415」に改め、同条第四項の表市町村の項第一号算式中「277」を「256」に、「266」を「252」に、「387」を「369」に改める。

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式を次のように改める。

			算式 $\dfrac{\sum_{n=7}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=7}^{13}(D_n\times E_n)\times\dfrac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(F_n\times G_n)+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=12}^{20}(J_n\times K_n)+\sum_{n=21}^{22}(L_n\times M_n)+\sum_{n=21}^{22}(N_n\times O_n)+\sum_{n=21}^{24}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=21}^{24}(R_n\times S_n)+T_n\times U_n+V_n\times W_n+\sum_{n=15}^{22}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=21}^{22}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=23}^{26}(AB_n\times A\times AC_n)+\sum_{n=23}^{26}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=23}^{26}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=23}^{26}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=23}^{26}(AJ_n\times AK_n)+(AL_n\times AM_n)}{1{,}931{,}000円}$

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号C_6を削り、同号算式の符号C_8中「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号C_{11}中「0.020」を「0.018」に、「0.024」を「0.011」に改め、同号算式の符号中「C_{13}＝0.021」を「C_{13}＝0.020」に、「C_{16}＝0.021」を「C_{16}＝0.020」に改め、同号算式の符号E_6を削り、同号算式の符号E_7中「0.019」を「0.018」に、「0.004」を「0.003」に改め、同号算式の符号E_{11}中「0.021」を「0.017」に、「0.024」を「0.011」に改め、同号算式の符号中「G_{16}＝0.021」を「G_{16}＝0.020」に改め、同号算式の符号I_8中「0.067」を「0.065」に改め、同号算式の符号I_{11}中「0.069」を「0.058」に、「0.081」を「0.037」に改め、同号算式の符号中「I_{12}＝0.085」を「I_{12}＝0.088」に、「I_{18}＝0.034」を「I_{18}＝0.033」に、「K_{13}＝0.053」を「K_{13}＝0.052」に、「K_{14}＝0.051」を「K_{14}＝0.050」に、「K_{16}＝0.055」を「K_{16}＝0.054」に、「K_{17}＝0.054」を「K_{17}＝0.053」に、「K_{18}＝0.054」を「K_{18}＝0.053」に、「K_{19}＝0.053」を「K_{19}＝0.052」に、「K_{20}＝0.053」を「K_{20}＝0.052」に、「M_{21}＝0.017」を「M_{21}＝0.020」に、「M_{22}＝0.017」を「M_{22}＝0.016」に、「O_{21}＝0.017」を「O_{21}＝0.020」に、「O_{22}＝0.017」を「O_{22}＝0.016」に、「Q_{21}＝0.017」を「Q_{21}＝0.020」に、「Q_{22}＝0.017」を「Q_{22}＝0.016」に、「Q_{23}＝0.003」を「Q_{23}＝0.016」に、「S_{21}＝0.028」を「S_{21}＝0.033」に、「S_{22}＝0.028」を「S_{22}＝0.027」に、「S_{23}＝0.006」を「S_{23}＝0.026」に、「U_{21}＝0.045」を「U_{21}＝0.053」に、「Y_{18}＝0.032」を「Y_{18}＝0.031」に、「Y_{20}＝0.033」を「Y_{20}＝0.032」に、「AC_{23}＝0.003」を「AC_{23}＝0.018」に改め、同号算式の符号AC_{25}の次に次のように加える。

			AC_{26}＝0.002

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号中「AE_{23}＝0.003」を「AE_{23}＝0.018」に改め、同号算式の符号AE_{25}の次に次のように加える。

			AE_{26}＝0.002

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号中「AG_{23}＝0.009」を「AG_{23}＝0.049」に改め、同号算式の符号AG_{25}の次に次のように加える。

			AG_{26}＝0.005

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号AH_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号算式の符号中「AI_{23}＝0.006」を「AI_{23}＝0.030」に改め、同号算式の符号AL_{25}の次に次のように加える。

			AI_{26}＝0.003